

営農情報

令和4年9月8日
第27号

農薬の使用にご注意下さい！！

農薬登録を受けた農薬をきちんと使用基準にしたがって使うことで、農作物の安全性が確保されます。製品ラベルに書かれている適用作物、適用病害虫・雑草、使用量、使用回数、使用方法、使用時期などを守ってください。

※農薬の登録外使用は、「農薬取締法」に該当します。場合によっては、3年以下の懲役若しくは100万円（法人は1億円）以下の罰金となります。

【グリホサート剤による大豆収穫前処理について】

（主にラウンドアップマックスロード）

同剤の使用により、収量や品質の低下、残留農薬が検出されていることにより、大豆出荷業者や消費者からの不安が高まっております。

上記のことから、「落葉終期～収穫14日前」での使用は品質低下並びに適用外となるリスクがあることから使用を控えるようお願い致します。尚、令和2年産以降、上記内容で使用した場合、JAの大豆共計では取り扱いができません、受託扱いとなります。

※畝間散布機による使用も同扱いとなります。

J A み ね の ぶ 営 農 販 売 課
TEL 0126-67-2334 FAX0126-67-2803